

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示		ページ
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (乙訓保健所)		95
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託 (林務課)	〃	
○京都府林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示 (〃)	〃	
○保安林の指定施業要件の変更予定 (中丹広域振興局)		96
公 告		
○軽油引取税特約業者の指定の取消し (税務課)		97

○特定非営利活動促進法に基づく設立認証の申請に係る関係書類の縦覧 (府民力推進課)		97
○特定非営利活動促進法に基づく定款変更認証の申請に係る関係書類の縦覧 (〃)	〃	
○河川法に基づく措置命令の公告 (京都土木事務所)		98
○建築士の免許の取消 (建築指導課)	〃	
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、中丹東土木事務所)	〃	
公 安 委 員 会		
○一般競争入札の実施		〃

告 示

京都府告示第64号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として次のとおり指定する。

平成24年2月7日

京都府知事 山 田 啓 二

- 形質変更時要届出区域として指定する区域
乙訓郡大山崎町字大山崎小字柳島55番1の一部及び小字八畝割1番1の一部
- 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

京都府告示第65号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、京都府林業・木材産業改善資金の償

還期日が到来した貸付金に係る償還金及び違約金の徴収事務を平成24年2月7日から次の者に委託した。

平成24年2月7日

京都府知事 山 田 啓 二

受託者 京都市中京区西ノ京樋ノ口町123
京都府森林組合連合会

京都府告示第66号

京都府林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年2月7日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

京都府林業・木材産業改善資金貸付規程(昭和51年京都府告示第679号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「農商工等連携促進法第9条に規定する認定生産製造連携事業計画に従って農商工等連携促進法」を「当該認定に係る計画に従って同法」に、「資金」を「同法第9条に規定する資金」に改め、同項

に次の2号を加える。

(5) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第10条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第12条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内

(6) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第4項第2号の措置を実施するのに必要な同法第10条第2項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内

第4条第2項ただし書中「同項第3号」の右に「及び第6号」を加える。

第23条第1項中「延滞額」を「延滞金額」に改める。

附 則

この告示は、平成24年2月7日から施行する。



京都府告示第67号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年2月7日

京都府知事 山 田 啓 二

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 福知山市三和町大原小字川原田395、396、398、398の1、399、400の1、406の1、406の2、407の2、411の1、412の1、412の2、1001の乙、1001の丙、1002の乙、1002の丙、1003の1、1004の乙、1005の丁、1011の乙、1012の乙、小字蛇ヶ谷409の4、413の1、413の2、414の2から414の5まで、416、419から421まで、422の3、425、425の1、425の2、427の3、428、428の1、428の2、428の6から428の8まで、429、429の1、430の2、432の1、434、436の1、438、438の1、439の3、439の4、440の1、440の2、443、447、448、451、1044の乙、1044の丙、1045の乙、1045の丙、1046の乙、1047の乙から1047の癸まで、1047の子、1047の丑、1048の乙、1048の丙、1048の戊、1053の乙、1053の丙、1058の乙、1058の丁、1059の乙、1064の2、1064の乙の1、1068の4、1068の乙、1068の丁（次の図に示す部分に限る。）、1069の乙、1070の乙、1070の丙、1079、1083の乙、1089の乙、1091の乙、1092の乙、1092の丙、小字和木峠963の乙、963の丙、964の乙、966の乙、967の乙から967の丁まで、

971の2、971の丙、小字小ヤガ谷963、964、967、968、971の1、小字六口谷1001、1002、1005、1011から1013まで、小字ハツケ谷1043の2、1043の乙、1044から1046まで、1046の丙、1047の1、1047の2、小字崩ヶ谷1058、1058の1、1058の2、1060、1063、小字上栗ノ口1068の1から1068の3まで、1069、1070、小字鳥ノ芝1089、1090、1090の1、1090の2、1091、小字栗木谷口1065、1066、1067の1、1067の2、小字火打ヶ谷1074、1077、小字家ノ上1076、小字コゴサコ口1082、1083、小字ヲリト1092、1093

(2) 保安林として指定された目的
 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福知山市三和町大原小字大角365、368から370まで、372から378まで、小字川原田379から381まで、381の1、382の1、382の2、386の1から386の3まで、387から390まで、392、1007の乙、1007の丙、1008の乙、1008の丁、1008の戊、1040の乙から1040の戊まで、小字コモガ迫1008、小字小ヤガ谷956から962まで、965、966、969、970、972、小字蛇ヶ谷428の5、430、435、444、447の1、448の1、449、450、457、457の1、小字中村895の丙、小字西小屋926、927、929、930の1、930の2、931、932、小字西谷458から462まで、463の1、463の2、464の1、464の2、465から467まで、小字フロガ谷1007、小字ヨモケ市989、小字和木峠925、926の乙から926の丁まで、928、928の乙、928の丙、929の乙、930の乙、931の乙、932の乙、938、938の乙、941の乙、942の1、944、944の乙、945、956の乙から956の丁まで、960の乙、960の丙、962の乙、965の乙、965の丙、969の乙、970の乙、970の丙、972の乙

(2) 保安林として指定された目的
 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福知山市三和町大原小字蛇ヶ谷414の1、422の1、422の2、437、439の1、1055の乙、1056の乙、1057の乙、1057の丙、1058の丙、小字川原田1003の乙、1003の乙の1、1006の乙、小字六口谷1003、1006、小字プロガ谷1009、小字崩ヶ谷1055から1057まで、1057の1、1059
- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
小字蛇ヶ谷422の2、439の1、1057の乙、1057の丙、小字六口谷1003、小字崩ヶ谷1057、1057の1 所在の森林
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり推進室及び京都府農林水産部森林保全課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公 告

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税特約業者の指定を取り消した。

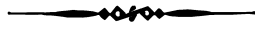
平成24年 2月 7日
京都府知事 山 田 啓 二

名 称	主たる事務所の所在地	取 消 年 月 日
有限会社山本石油	京丹後市久美浜町佐野34	平 23. 10. 31

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人設立認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 2月 7日
京都府知事 山 田 啓 二

- 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要
 - (1) 名称
特定非営利活動法人C r e a t e
 - (2) 代表者の氏名
駒田 健一
 - (3) 主たる事務所の所在地
京都市上京区相国寺門前町699-2 烏丸今出川ノースワン101号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者（児）に対して、障害者自立支援法・児童福祉法に基づく事業、就労支援事業などを行うとともに、障害者（児）福祉に係る人材育成、教育研修事業を行い、地域社会における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2 申請年月日
平成24年 1月23日
- 3 縦覧場所
京都府府民生活部府民力推進課
- 4 縦覧期間
平成24年 1月23日から平成24年 3月23日まで



特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、定款変更認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

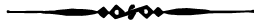
平成24年 2月 7日
京都府知事 山 田 啓 二

- 1 定款変更認証申請を行った特定非営利活動法人の概要
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ほっと・サービス
 - (2) 代表者の氏名
朝田 聖二
 - (3) 主たる事務所の所在地
京都市右京区太秦面影町14番地24
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、在宅で援助が必要な高齢者や身体障害者、知的障害者、障害児、その家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを



提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会作りと社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 2 申請年月日
平成24年1月11日
- 3 縦覧場所
京都府府民生活部府民力推進課
- 4 縦覧期間
平成24年1月11日から平成24年3月12日まで



河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第26条第1項、第27条第1項又は第29条第1項に違反する行為について、同法第75条第1項の規定による措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定により、次の措置を行うべきことを公告する。

なお、違反行為が行われている場所を示す図面は、次の閲覧場所において、平成24年2月7日から平成24年3月7日まで閲覧することができる。

平成24年2月7日
京都府知事 山田 啓二

- 1 違反行為が行われている場所
京都市伏見区竹田流池町96番から堀川合流点までの一級河川淀川水系鴨川（右岸）の区域
- 2 違反行為
 - (1) 工作物の設置
 - (2) 汚物及び廃物並びに土砂等の投棄
 - (3) 土地の形状変更
 - (4) 野菜等の植栽
- 3 行うべき措置の内容
5の連絡先に申し出た上で、平成24年3月7日までに京都府京都土木事務所長の指示に従い、違反行為に係る物件を除却し、土地を原状回復すること。
- 4 京都府京都土木事務所長による措置等
3の措置が行われなときは、京都府京都土木事務所長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う。この場合、当該措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定により当該措置を行うべき者の負担とする。
- 5 閲覧場所及び連絡先
〒606-0821 京都市左京区賀茂今井町10の4
京都府京都土木事務所管理室
電話075-701-0102



建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、届出に基づき次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成24年2月7日
京都府知事 山田 啓二

取消年月日	氏名	免許の別	登録番号	取消理由
平 24. 1. 27	楠木 亮平	二級建築士	第8413号	第2号該当



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年2月7日
京都府知事 山田 啓二

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
第3工区
八幡市八幡備前29の1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市旭区大宮5丁目16の1
学校法人常翔学園
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
舞鶴市字公文名小字柳返446の1の一部、447の一部、468、472の1、市有地
(関連区域)
舞鶴市字公文名小字柳返446の2の一部、472の2、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
舞鶴市字南田辺50の26
株式会社マエダホーム

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年2月7日
京都府警察本部長 安 森 智 司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品の名称及び数量
京都府中京警察署庁用備品 一式
 - (2) 購入物品の特質等

<p>入札説明書及び仕様書のとおり</p> <p>(3) 納入期限 平成24年 3月29日 (木)</p> <p>(4) 納入場所 京都府中京警察署</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入敷ノ内町85の3、85の4 京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係 電話075-451-9111 内線2272</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間 平成24年 2月 7日(火)から平成24年 2月15日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。)とする。</p> <p>3 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 物品の製造の請負及び物品の買入に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱(昭和58年京都府告示第375号)に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「文房具・事務機器」、「スチール家具」又は「木製家具・室内用品」に登録されているものであること。</p> <p>(2) 1の(1)の購入物品を納入期限までに確実に納入し得ると認められる者であること。</p> <p>(3) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。</p> <p>(4) 購入物品又はこれと類似する物品の生産又は販売について、原則として直近2年間の実績を有し、その確認ができる者であること。</p> <p>(5) 購入物品の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等の保証ができる者であること。</p> <p>(6) 購入物品の修理その他アフターサービスについて、適切に対応できる体制が整備されている者であること。</p> <p>4 入札参加資格の確認 入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出期間 平成24年 2月 7日(火)から平成24年 2月15日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。)とする。</p>	<p>(2) 提出場所 2の(1)に同じとする。</p> <p>(3) 確認通知 入札参加資格の確認結果は、別途通知する。</p> <p>(4) その他 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>5 入札手続等</p> <p>(1) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成24年 2月21日(火) 午前10時 イ 場所 京都市上京区下立売通釜座東入敷ノ内町85の3、85の4 京都府警察本部本館地下入札室</p> <p>(2) 入札の方法 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。</p> <p>(3) 入札書に記載する金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。 ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札 イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札 ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札 エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(5) 落札者の決定方法 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要する。</p> <p>6 入札保証金 免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。</p>
---	--

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

- (1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。